

# 答 申 書

## 事件名：山形駅西土地区画整理審議会議事録（第1回～第30回）部分公開決定処分事件

### 第1 審査会の結論

- 1 別表第1，第3及び第4の各記載部分に対する非公開決定は妥当である。
- 2 別表第2及び第5の各記載部分並びに議事録中発言委員の氏名に対する非公開決定は妥当とは認めがたく，これを公開するのが相当である。

### 第2 事件の概要

平成15年8月8日に異議申立人から山形市長に対し，本件議事録を含む山形駅西土地区画整理事業の事業計画等について山形市情報公開条例（以下「条例」という）第6条に基づく行政文書の公開請求があった。

山形市長は，同年8月22日に本件議事録に次の非公開情報が含まれていると判断したため，当該部分を非公開とする部分公開決定を行い，8月28日に公開請求に係る行政文書の部分公開を行った。なお，非公開と判断した部分とその理由は次のとおりである。

本件議事録のうち，個人の氏名及び資産等に関する記載については，個人に関する情報で，特定の個人が識別され，または識別され得るため条例第8条第2号に規定する非公開情報に該当する。

本件議事録のうち，法人の財産権及び事業計画に関する記載については，法人の財産に関する意思決定，施設計画等の情報であることから，公開することにより，当該法人の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあることが明らかであるため条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当する。

本件議事録に記載されている発言した委員の氏名については，非公開とした会議の発言者の氏名で，公開することにより，自由かつ率直な意見交換，発言等ができなくなり，意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることが明らかであるため条例第8条第5号に規定する非公開情報に該当する。

なお、その余の請求については、すべて公開した。

これに対し、同年10月24日に、異議申立人から「異議申立に係る非公開処分を取り消すとの決定を求める」異議申立書が提出された。

山形市長は、異議申立書の内容を審査したところ、当該異議申立てが適法であり、また、当該異議申立てを容認できないと判断したため、11月25日付新都第102号で山形市情報公開・個人情報保護審査会に条例第11条第1項の規定に基づく行政文書の公開に関する諮問を行った。

### 第3 実施機関の説明要旨

山形市では、山形駅西土地区画整理審議会の会議は非公開であるものの、情報公開条例の趣旨、目的をふまえ、議事録について原則公開の立場をとった。ただし、当該議事録のうち、「個人の氏名及び資産等に関する記載」、「法人の財産権及び事業計画に関する記載」、「発言委員の氏名」は、それぞれ条例第8条第2号、第3号、第5号に該当するとして、事業に係る利害関係者及び審議会各委員の尊厳を守るため非公開にせざるを得ないものと判断した。

なお、審議会は換地計画の認可をもって換地に関する審査が終了する。仮換地の指定のみを審議している現時点は未だ意思形成過程であるため、事業の公正かつ円滑な執行を妨げるような情報の公開は厳に慎まなければならない。

#### 1 個人の氏名及び資産等に関する記載

条例第8条第2号では、個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものは非公開としているが、これは個人の正当な利益を最大限に保護するため、何人が考えても明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合はもとより、判別が困難な場合も含めて個人に関する一切の情報を原則非公開としている。

本件議事録には、施行地区内の土地に関しての処分等、個々の地権者に直接的にその影響が及ぶような事項についての審議の概要及び経過が記載されており、明らかにプライバシーに関する情報ではないと判別できるものではないと判断される。土地区画整理事業が公平・公正に行われるべきものであることに鑑み、審議経過の公開を最大限に考慮してもなお非公開とすべき情報である。

なお、この非公開とした情報は、条例第8条第2号ただし書きで非公開の例外

として規定されている「法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」、  
「実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報」、「公務員の  
職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報」、「人の生  
命、身体、健康、財産又は生活の保護その他の公益上の理由から公開することが  
必要であると認められる情報」のいずれにも該当しない。

## 2 法人の財産権及び事業計画に関する記載

条例第8条第3号では、法人等の事業活動上の正当な利益を保護するため、公  
開することにより、これらの利益を害するおそれがあることが明らかである情報  
については、非公開とすることとしたものである。事業活動とは、営利を目的と  
するかどうかを問わず、事業内容、事業所、事業所得、事業用資産等の事業活動  
に関する一切の情報をいうものである。

本件議事録には、施行地区内の土地に関しての処分をはじめ、法人等の事業の  
展望・経営方針、経営状態・資産内容等に関する情報、営業所・支店等の新設・  
移転等に関する情報など、個々の法人等の事業活動に関する情報が記載されてい  
る。これらの情報は、交渉の過程の中で取得した情報であり、法人等としては公  
開することを前提として提供しているものでなく、未だ確定していない情報であ  
ることが少なくない。

未成熟な段階でのこれらの情報が公開されることにより、法人等の事業活動が  
あたかもそうであると市民に誤解を招くおそれがあること、ひいては、法人等の  
信用が損なわれるおそれがあることなどにより、当該法人の正当な利益を害する  
おそれがあることが明らかであると判断した。土地区画整理事業が公平・公正に  
行われるべきものであることに鑑み、審議経過の公開を最大限考慮してもなお、  
非公開とすべき情報である。

## 3 発言委員の氏名について

条例第8条第5号では、行政内部における審議等に関する情報で、公開するこ  
とにより意思決定の中立性が不当に損なわれ、市民の間に誤解、若しくは混乱を  
招き、又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあることが明  
らかなものは非公開としている。これは、審議会の円滑な実施を確保すること  
によって適正な意思決定の実現を図るため、公開することにより自由かつ率直な意  
見交換や発言等ができなくなる情報や今後必要な検討材料を得られなくなるおそ

れがある情報などについて、非公開とすることができることとしたものである。

本審議会は、施行地区内の個人及び法人の財産に係る事項について審議するため、第1回審議会からすべて非公開としてきた。その後、条例の制定に伴い、平成10年12月に運営要綱の改正を行い、審議事項の内「換地計画に関する事項」、「仮換地指定に関する事項」、「評価員の選任に関する事項」について審議する場合に限り非公開としている。非公開の審議会において、各委員は発言にあたり、将来にわたって発言内容が公開されることを前提としていない。

発言委員を識別できる情報を公開すると、各委員の中に無用の誤解若しくは混乱を招くほか、利害関係者から審議の妨害や委員に対する圧力等が発生し、自由かつ率直な意見交換や発言等ができなくなるから、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが明らかであると判断される。よって発言委員の氏名は非公開を相当とする。

#### 第4 異議申立ての趣旨

本件議事録部分公開決定処分の取り消しを求める。

#### 第5 異議申立ての概要

土地区画整理事業は土地区画整理法に基づいて、当該地域の整備促進と土地利用の増進を図る目的で実施される公益事業であって、しかも当該地域に所有権、借地権など財産権を持つものに多大の影響を及ぼす事業であるから、審議経過を公開すべきである。

第17回議事録では、非公開とする審議事項として、換地計画に関する事項、仮換地の指定に関する事項、評価員の選任に関する事項をあげているが、例えば直近の第30回審議会は、会長選任の第1号議案しかなく、非公開とすべき理由はまったくない。

議事録の公開のみならず、審議会そのものを公開するよう要望する。

なお、土地区画整理事業において仮換地は、必ずしも換地計画の必然の前提ではなく、それぞれの仮換地指定として独立した処分といえるものであり、これを意思形成過程情報とはいえない。

##### 1 個人の氏名及び資産に関する記載について

具体的に非公開とされているどの部分が、プライバシーにあたるのか判然としないが、非公開部分すべてがプライバシーとは考えられない。また、土地区画整理事業における資産は主に土地のことと考えられるが、土地については、登記制度によって所有者名を含めて一般に公開されているところであり、土地の情報を非公開とする理由はない。

山形市情報公開条例第8条第2号の定めによっても、単純に個人識別情報を非開示としているのではなく、「個人の思想、信条、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」に限定して非開示としている趣旨を尊重して、本件非開示決定の範囲が見直されるべきである。

## 2 法人の財産権及び事業計画に関する記載について

条例第8条第3号は、法人等の事業に関する情報で、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかなもの」を非公開としている。

非公開になるのは、事業に関する情報で「正当な利益を害するおそれがあることが明らかである」場合に限られるが、非公開理由説明書では、この要件について、未だ確定していない未成熟な情報が議事録に記載されており、これを公開すると市民に誤解を招き法人の信用を毀損するおそれがあるとしている。

そのままに単純に理解すると、審議会では、市民に誤解を招き法人の信用を毀損するような未確定未成熟な情報をもって審議しているということになり、このようなことがあるはずがない。また、正当な利益についても、非公開理由説明書では、法人の信用となっているが、その内容の具体的な説明もない。

条例第8条第3号の定め趣旨を前提として本件非開示決定の範囲を見直されるべきである。

## 3 発言委員の氏名について

非公開理由説明書では、会議が非公開であること、氏名を公開すると各委員の中に無用の誤解若しくは混乱を招く、利害関係者から審議の妨害や委員に対する圧力が発生する、からであるとしている。

しかし、会議が非公開であることがそもそも間違っており、仮に審議会の非公開が要請されることがあるとしても、審議会の審議を市民や地権者の民意を反映

したものとするには、議事録を事後的に開示することは重要であり、発言委員の氏名についても公開すべきである。

土地区画整理法において、地権者らから理由を示して改選の請求ができることとなっていることから、各委員がどのような発言を行っているのかを公開することが必要である。

また、利害関係者の審議妨害や圧力などという刑事事件にも該当するような異常な事態を想定して非公開とすることは不当である。そもそも、各委員は厳格な選挙手続きが法で定められた土地区画整理法上の委員として使命感を持って公明正大に責務を果たす覚悟で就任しているものであり、公開によって自由な意見交換や発言ができなくなるような人はいないはずである。

なお、議事録を実際に点検しても、公開によってその委員に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあるとはおよそ考えられない。

したがって、発言委員の氏名についても非公開とする理由がなく公開すべきである。

## 第6 審査会の判断

### 1 個人の氏名及び資産に関する記載について

#### (1) 別表第1について

上記情報は、個人の氏名等に関する情報であるところ、条例第8条第2号に該当し非公開とすべきである。

本号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護するため、個人に関する一切の情報を原則非公開とするものであるところ、本号ただし書に該当する情報と認められるものは存しない。

#### (2) 別表第2について

上記情報は、個人の氏名等に関する情報であるが、評価員の選任にあたり公務員であった候補者の経歴と現職を紹介している部分であり公表を予定している情報と判断される。条例第8条第2号ただし書イに該当する情報であり、公開すべきである。

### 2 法人の財産権及び事業計画に関する記載について

#### (1) 別表第3について

上記情報は、法人の財産権及び事業計画に関する情報であるところ、実施機関は、条例第8条第3号に該当し非公開としていた。

審査会で記載内容を審査したところ、国等協力関係情報であると判断され、以下のとおり条例第8条第4号に該当し非公開とすべきである。

別表第3の1（第7回議事録）の情報は、当該土地区画整理事業と隣接して行われている県施行事業の進捗に関する情報である。この情報は、県が発表した公式情報ではなく、打ち合わせの際に非公開を前提に市へ提供されたものであり、公開により、県との信頼関係、協力関係が著しく損なわれ、当該事業のみならず、多くの関係事業に支障をきたすおそれが明らかである。

別表第3の2（第25回議事録）の情報は、当該土地区画整理事業における他の地方公共団体の施設の取り扱いに関する情報である。この情報は、当該地方公共団体が打ち合わせの際に非公開を前提に市へ提供したものであり、公開により、当該地方公共団体との信頼関係、協力関係が著しく損なわれ、当該土地区画整理事業に支障をきたすおそれが明らかである。

別表第3の3、4（第26回議事録）の情報は、当該土地区画整理事業における他の地方公共団体の土地利用等に関する情報である。この情報は、当該地方公共団体が打ち合わせの際に非公開を前提に市へ提供したものであり、公開により、当該地方公共団体との信頼関係、協力関係が著しく損なわれ、当該土地区画整理事業に支障をきたすおそれが明らかである。

## (2) 別表第4について

上記情報は、法人の財産権及び事業計画に関する情報であるところ、実施機関は、条例第8条第3号に該当し非公開としていた。

審査会で記載内容を審査したところ、事務事業執行情報であると判断され、以下のとおり条例第8条第6号に該当し非公開とすべきである。

別表第4の1（第2回議事録）の情報は、当該土地区画整理事業区域にある法人の移転に関する情報である。現在も、当該法人の移転先地区における当該法人の土地利用について、地区住民と当該法人及び山形市で交渉中である。この部分の記載が説明を簡略化しすぎたため、誤解を招く表現になっており、公開により、関係住民の心証を害し、今後の交渉の長期化や決裂を引き起こすなど重大な支障を招くおそれが明らかである。

別表第4の2及び4（第3回議事録）の情報は、当該土地区画整理事業区域にある法人の土地処分計画、業務展開、移転計画に関する情報である。これらの情報は、交渉の過程で非公開を前提に提供を受けた情報であり、公開することにより、当該法人の信頼を失い、当該法人からの協力が得られなくなるおそれが明らかであり、このため当該法人と県と市で共有している施行区域内の大規模街区について協議の進行を妨げ、また、今後予定している換地処分の同意が得られないことで当該事業が完了できなくなる。

別表第4の3（第3回議事録）の情報は、当該土地区画整理事業区域にある法人の負の資産に関する情報である。事業執行上の調査によって取得した負の情報を公開することにより、当該法人の信頼を失い、当該法人からの協力が得られなくなるおそれが明らかであり、当該法人と県と市で共有している施行区域内の大規模街区について協議の進行を妨げ、また、今後予定している換地処分の同意が得られないことで当該事業が完了できなくなる。

別表第4の5（第3回議事録）の情報は、未確定の減歩率に関するものであり、この減歩率を知る立場にあるのは当該法人のみである。この減歩率を公開すると、あたかも確定したような誤解を与え、今後の山形駅西土地区画整理事業の執行を妨げることはもとより、当該法人の信頼を失い、当該法人からの協力が得られなくなるおそれが明らかであり、当該法人と県と市で共有している施行区域内の大規模街区について協議の進行を妨げ、また、今後予定している換地処分の同意が得られないことで当該事業が完了できなくなる。

別表第4の6（第10回議事録）の情報は、当該土地区画整理地内にある法人の所有する物件に関する情報である。当該物件に関する情報は、交渉の過程で非公開を前提に取得したものであり、公開により、当該法人の信頼を損ね、協力が得られなくなるおそれが明らかであり、今後予定している換地処分の同意が得られず、当該事業が完了できない。

別表第4の7（第11回議事録）の情報は、当該土地区画整理地内にある法人の今後の事業展開に関する情報である。この情報は、交渉の過程で非公開を前提に当該法人から取得したものであり、公開すると、当該法人の信頼を失い、当該法人からの協力が得られなくなるおそれが明らかであり、今後予定している換地処分の同意が得られないことで当該事業が完了できなくなる。

別表第4の8（第18回議事録）の情報は、当該土地区画整理事業に隣接して実施している県施行の街路事業について県と交渉中の法人に関する情報である。当該法人名等が明らかになると、信頼を失い、今後の交渉に重大な支障が生じ交渉続行が不可能になる。また、当該土地区画整理事業においても協力を得られなくなるおそれが明らかであり、今後予定している換地処分の同意が得られないことで当該事業が完了できなくなる。

(3) 別表第5について

上記情報は、法人の財産権及び事業計画に関する情報であるところ、実施機関は、条例第8条第3号に該当し非公開としていた。

審査会において、その記載内容を審査したところ、当該法人等の権利利益を不当に侵害するおそれが明らかである情報であるとは判断できず、上記情報は公開することが相当である。

3 発言委員の氏名について

上記情報は、調査研究、審議、検討等情報であるが、条例第8条第5号に該当するとは言いがたくこれを公開すべきである。

非公開の会議の議事録の公開にあたり、発言の際の氏名が明らかになる委員の困惑や混乱を招くおそれは理解できる。しかし、本件議事録を見る限り、審議の妨害や委員に対する圧力等が発生するおそれや、それによる意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが明らかであるとまでは判断できない。

別表第1 条例第8条第2号に該当するとして非公開が相当と判断する部分

番号	該当する部分	備考
1	第6回議事録 5頁目	
2	第9回議事録 2頁1行目から2行目まで	
3	第10回議事録 2頁22行目から25行目まで	
4	第12回議事録 1頁目から2頁目まで	
5	3頁13行目から26行目まで	
6	第13回議事録	
7	第15回から第17回までの議事録	
8	第18回議事録 1頁目	
9	2頁15行目から24行目まで	
10	第20回議事録	
11	第22回から第24回までの議事録	
12	第25回議事録 1頁目から2頁目まで	
13	3頁3行目	
14	3頁35行目から41行目まで	
15	4頁目	
16	第26回議事録 1頁34行目から36行目まで	
17	2頁24行目から26行目まで	
18	第27回から第28回までの議事録	
19	第29回議事録 2頁12行目から18行目まで	
20	2頁43行目から45行目まで	
21	3頁目	

※ 発言委員の氏名を除く

別表第2 条例第8条2号に該当するとして非公開にした部分で公開が相当と判断する部分

番号	該当する部分	備考
1	第29回議事録 1頁目	

※ 発言委員の氏名を除く

別表第3 条例第8条第3号に該当するとして非公開とした部分で第4号に該当するとして非公開を相当と判断する部分

番号	該当する部分	備考
1	第7回議事録 5頁目	
2	第25回議事録 3頁5行目から34行目まで	

3	第26回議事録	1頁38行目から2頁1行目まで	
4		2頁28行目から34行目まで	

※ 発言委員の氏名を除く

別表第4 条例第8条第3号に該当するとして非公開とした部分で第6号に該当するとして非公開を相当と判断する部分

番号	該当する部分		備考
1	第2回議事録	1頁22行目から26行目まで	
2	第3回議事録	2頁5行目から8行目まで	
3		2頁14行目から16行目まで	
4		2頁21行目から24行目まで	
5		2頁30行 発言本文4文字目から5文字目まで	
6	第10回議事録	2頁18行目から21行目まで	
7	第11回議事録		
8	第18回議事録	2頁30行目から38行目まで	

※ 発言委員の氏名を除く

別表第5 条例第8条第3号に該当するとして非公開にした部分で公開を相当とする部分

番号	該当する部分		備考
1	第2回議事録	6頁目と9頁目	
2	第3回議事録	2頁2行目から3行目まで	
3		2頁10行目	
4		2頁17行目から18行目まで	
5		2頁30行 発言本文18文字目から22文字目まで	
6		3頁目	
7	第5回議事録		
8	第6回議事録	2頁目	
9	第8回議事録	5頁目から6頁目まで	
10	第9回議事録	1頁目	
11		2頁17行目から3頁目まで	
12	第12回議事録	3頁2行目から8行目まで	
13	第14回議事録		
14	第26回議事録	2頁35行目から36行目まで	
15	第29回議事録	2頁23行目から29行目まで	

※ 発言委員の氏名を除く